

請願第18号

請 願 書

令和 7 (2025)年 6 月20日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市小原田二丁目 23-15

郡山地方労連内

郡山年金者の会

会 長 小 沼 利 正

郡山市島二丁目 9-18

郡山医療生活協同組合

社会保障・平和活動委員会

委 員 長 橋 本 照 子

外2,300名

紹介議員 古 山 唯

吉 田 公 男

箭 内 好 彦

岡 田 哲 夫

八重樫 小代子

軽度・中等度の難聴者への支援を求める請願

〔請願趣旨〕

加齢に伴う難聴は、程度の差こそあれ、誰にでも生じ得る自然な変化であり、高齢者の尊厳と生活の質に大きく関わる問題です。難聴が進行すると、家族との会話が困難になるほか、テレビやラジオの音声が聞き取りにくくなるなど、日常生活に支障をきたします。さらには、友人・知人、サークルなど人との交流や外出の機会が減少し、社会的孤立や心身の健康への悪影響にもつながるおそれがあります。

難聴には補聴器の使用が効果的とされていますが、わが国の難聴者数（推計1,430万人：厚生労働省のウェブサイト）に対し、補聴器所有者は約210万人

（14.4%：一般社団法人日本補聴器工業会2018）にとどまっています。その理由には、補聴器の価格が1台15万円～30万円と高額であり、軽度・中等度の難聴者には障害者手帳が交付されず、補聴器購入に対する公的補助がないことが一因となっています。そのため、日常生活に不便を感じながらも購入と利用に至らない状況が続いています。

また、補聴器の調整には専門的な対応が求められますが、認定補聴器技能者などの専門人材が少なく、個人に合わせた適切な調整がなかなか受けられず、購入しても使用を中止するケースもあります。加えて、調整費用が別途発生することも負担要因になっています。

WHO（世界保健機関）においても、高齢者には適時に難聴の診断と管理をするために、聴力スクリーニングおよびその結果に基づく補聴器の支給を推奨しています。

国内では、全国464の自治体が、国の公的補助制度が行われていない中で、自治体独自の財政的補助事業を実施しています（2025年6月：全日本年金者組合・中央本部調べ）。このようなことから、郡山市においても、加齢性難聴への理解を深め、聞こえの支援を具体化することが求められます。

つきましては、以下の事項についてお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 軽度・中等度の難聴者の補聴器購入に対し郡山市独自の補助事業を創設してください。
- 2 高齢者に対する特定健康診査の健診項目に「聴力検査」を加えてください。
- 3 軽度・中等度の難聴者へ「聞こえと補聴器の相談事業」を創設してください。

請願第19号

請 願 書

令和 7 (2025)年 6 月23日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

福島市上浜町10-38

福島県教職員組合

中央執行委員長 瀬 戸 禎 子

紹介議員 古 山 唯
吉 田 公 男
箭 内 好 彦
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子
久 野 三 男

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

〔請願趣旨〕

東日本大震災から14年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和 7 年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、5 億円が予算化されています。（前年度 2 億円減）

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和 3 年 3 月 9 日、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定されました。その中で令和 3 年度から 7 年度

までの5年間で新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和6年4月1日時点で約3千人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、令和8年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和8年度以降も、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

請願第20号

請 願 書

令和 7 (2025)年 6 月23日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市虎丸町 7 - 7

日本労働組合総連合会

福島県連合会郡山地区連合会

議 長 横 倉 洋 介

紹介議員 吉 田 公 男

遠 藤 隆

飯 塚 裕 一

折 笠 正

諸 越 裕

近 内 利 男

地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書

〔請願趣旨〕

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項について、

地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実はかること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
- 6 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証

の一体化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

- 9 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
- 11 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

請願第21号

請 願 書

令和 7 (2025)年 6 月23日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

福島市五月町 2 - 5

消費税廃止各界連絡会

事務局長 服 部 雅

紹介議員 古 山 唯

吉 田 公 男

遠 藤 隆

「消費税率 5 % への減税を求める意見書」の提出について

〔請願趣旨〕

長引く物価高で庶民の台所は悲鳴をあげています。米 5 キログラムで 4,000 円を超えるなど野菜を含め高値が続いています。県民からは「物価高はいつまで続くのか。我慢も限界。買い物するのが怖い、消費税を下げてほしい」などの切実に声が上がっています。

4 月の値上げは酒類・飲料を中心に 4,000 品目を超え、加えてガソリンも 180 円台と高止まりになっています。昨年の実質賃金は前年比 0.2 % 減で物価の伸びに賃上げが追いつかず、3 年連続のマイナスになっています。内閣府の世論調査では、政治に求めることについて 2 年連続で「物価対策」が最も多くなり、物価高への家計の影響が長期化しています。また、新聞、テレビなど一連の世論調査で 6 ～ 7 割が「消費税減税」を求めているように国民から強く歓迎されています。

物価高騰から暮らしを守るうえで、最も効果があるのは、消費税減税です。5 % 減税すれば一世帯年間 12 万円の減税になります。

世界では、110 の国と地域で日本の消費税にあたる付加価値税を減税しています。インフレ対応として食料品や燃料費にかかる税を引き下げ、生活を支援しています。

政府は社会保障のためと繰り返し説明してきましたが、医療・介護・年金など国民負担は増えるばかりです。不公平な税制をただす会の試算では、大企業や富裕層

を優遇する不公平な税制を正せば消費税を減税する財源が生まれると試算しています。

そうしたなかで、国会でも消費税減税をめぐる議論が活発になっていますが、最大の焦点が財源をどうするかになっています。各党は、赤字国債発行、政府基金、大企業や富裕層の優遇税制の見直しなど主張しています。自民党は、「社会保障のため」だと従来からの主張を繰り返しています。石破首相は国会で、「大企業の内部留保や法人税をどうするか、税制のあり方を議論する」と述べています。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

消費税率を5%へ減税をすること。

請願第22号

請 願 書

令和 7 (2025)年 6 月23日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

福島市五月町 2 - 5

消費税廃止各界連絡会

事務局長 服 部 雅

紹介議員 古 山 唯

吉 田 公 男

遠 藤 隆

飯 塚 裕 一

「インボイス制度廃止をもとめる意見書」の提出について

〔請願趣旨〕

2023年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されました。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値引きや取引の打ち切りを求められることが懸念されていました。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納税が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなりました。

制度導入から1年8か月経過しましたが、小規模事業者等からは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大になっているとの訴えも噴出しています。制度導入に当たっては、インボイス事業者になった場合に3年間は納税額などの軽減措置など講じられていますが、負担軽減策は不十分であり、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではありません。

また、エネルギー価格や原材料等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、

経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者を求めることができる状況ではありません。

また、電子帳簿保存法によって、契約書など電子データを一定の形態で保存する等を義務付ける電子帳簿等保存制度は、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっています。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

インボイス制度は廃止すること。

請願第23号

請 願 書

令和 7 (2025)年 6 月23日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市大槻町字古屋敷54- 3

郡山地方農民連

会 長 宗 像 孝

紹介議員 古 山 唯

吉 田 公 男

岡 田 哲 夫

米の安定供給と国内農業支援政策の実現を求める意見書の提出に関する請願

〔請願趣旨〕

今、米を取り巻く情勢はかつてないほど緊迫しています。米価の高騰で国民生活への負担は増す一方で、農家の状況も深刻です。米を生産する農家は、長年の低米価により疲弊し、2000年代以降、米農家は120万戸以上も減少しました。

こうした中、2024年産米の価格高騰に対応するため、政府は備蓄米の大規模放出を行いました。これにより政府備蓄米は30万トンを下回る危機的水準にまで減少しました。これは、非常時に国民の命と生活を守る「最後の砦」が失われつつあることを意味します。

さらに深刻なのは、政府は米価の引き下げを目的として、輸入米を検討・実施していることです。これは国内農業の持続性を損ない、日本の食料自給を脅かす重大な問題です。

今、求められているのは、国民が「安心して日本の米を食べ続けられる」こと、農家が「安心して米をつくり続けられる」ことを可能にする食料政策の抜本的な転換です。主食である米の増産、政府備蓄の再構築、そして輸入ではなく国産を基盤とした安定供給体制の確立が急務です。

あわせて、農家の持続的な経営を支えるため、農産物の価格保障・所得補償制度

の早期確立が求められます。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 米の増産を推進して安定供給を図り、政府備蓄米の在庫を早急に十分な水準へ回復すること。
- 2 農家が安心して米を生産し続けられるよう、農産物の価格保障・所得補償制度を確立すること。